

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務に係る外部結合等について
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合、業務委託）

（担当部課：都市計画部建築指導課）

事業の概要

事業名	中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務委託
担当課	建築指導課
目的	現在保有している建築台帳データを、一般財団法人建築行政情報センター（以下、「ICBA」という。）が提供している建築行政共用データベースシステムの台帳登録閲覧システムへ（以下、「台帳登録閲覧システム」という。）移行するための中間ファイルの作成及び台帳登録閲覧システムに投入するために必要な業務を行う。
対象者	建築主・築造主
事業内容	<p>1 概要</p> <p>これまでは、アジア航測株式会社の開発した「建築確認支援システム」を利用していたが、OS (Windows10) 及びソフトウェア (Office2016) のサポートの終了に伴い、保守委託業者から保守サポート終了の通知があり、使い続けることが困難となったため、今後は ICBA の提供する台帳登録閲覧システムに変更することで、現在の業務を引き続き実施していく。</p> <p>台帳登録閲覧システムへの変更にあたっては、現在使用しているシステムのデータを基に、指定された仕様に合わせて整備した「中間ファイル」の作成と、本番環境で不具合が生じないか確認するための検証作業を行う必要があり、これらは専門的な知識が必要な業務である。また、作成した中間ファイルについては、情報セキュリティの観点から ICBA が専属的にデータの投入と一括修正を実施しているため、これらの業務について委託を行う。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>(1) 外部結合</p> <p>① LGWAN 回線を介して区のイントラ PC とクラウドストレージを結合し、建築台帳データの利用を行う。</p>

	<p>② LGWAN 回線を介して区のイントラ PC と台帳登録閲覧システムとの連携を行う。</p> <p>(2) 業務委託</p> <p>中間ファイル作成及び、台帳登録閲覧システムへの中間ファイルの投入を委託する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約 120,000 件</p> <p>※個人情報の流れは、資料 6 4 - 1 のとおり</p>
--	--

件名 中間ファイル作成及びデータ移行委託に係る外部結合について

保有課(担当課)	建築指導課
登録業務の名称	中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	建築主(築造主)の氏名・住所
結合の相手方	株式会社Box Japan (情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27001)認証取得)
結合する理由	建築台帳データの建築主・築造主に係る情報の送受信について、デジタルツール(クラウドストレージ)で行うことにより、委託事業者側と区側で、建築主・築造主に係る情報を安全かつ効率的に共有し、作業効率の向上や事業の迅速化を図るため。
結合の形態	区イントラネットパソコンからLGWANを経由して、クラウドストレージサービス(Box)にアクセスする。
結合の開始時期と期間	令和8年4月1日から令和8年12月28日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 中間ファイル作成及びデータ移行委託に係る外部結合について

保有課(担当課)	建築指導課
登録業務の名称	中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	建築主(築造主)の氏名・住所
結合の相手方	一般財団法人建築行政情報センター(台帳登録閲覧システム)
結合する理由	台帳登録閲覧システムとの外部結合を行うことで、建築台帳確認業務における業務の効率化を図るため。
結合の形態	区イントラネットパソコンからLGWANを経由して、台帳登録閲覧システムにアクセスする。
結合の開始時期と期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

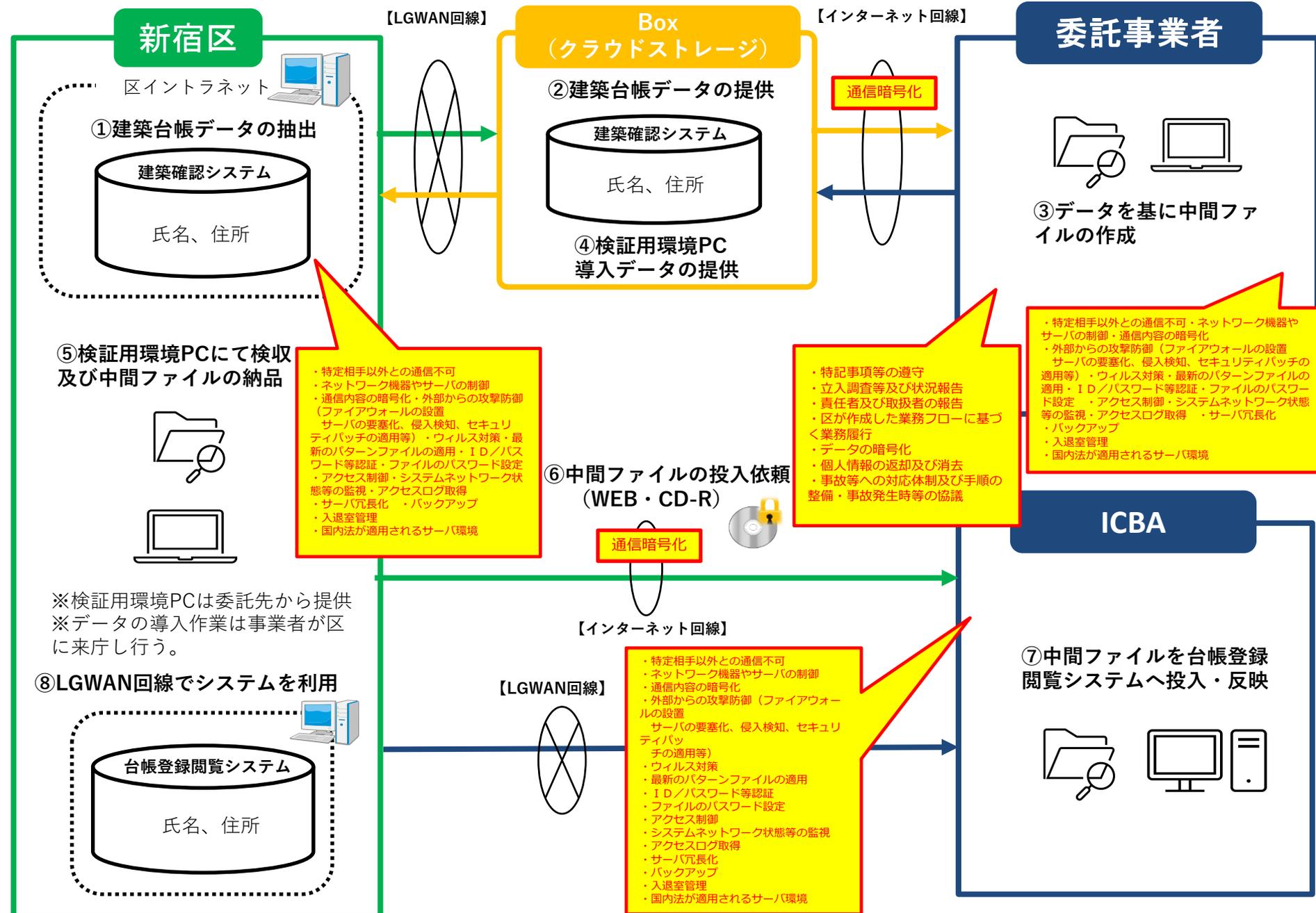
件名 中間ファイル作成及びデータ移行委託に係る業務の委託について

保有課(担当課)	建築指導課
登録業務の名称	中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務
委託先	未定 (入札方式により決定)
委託に伴い事業者処理させる情報項目 (だれの、どのような項目か)	建築主 (築造主) の氏名・住所
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体 (委託先 PC)
委託理由	中間ファイルの作成及び本番環境での検証には、専門的な知識が必要なため。
委託の内容	中間ファイル作成及び検証業務
委託の開始時期及び期限	令和8年4月1日から令和8年12月28日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務の委託について

保有課(担当課)	建築指導課
登録業務の名称	中間ファイル作成及び台帳登録閲覧システムへのデータ移行業務
委託先	一般財団法人建築行政情報センター (ICBA)
委託に伴い事業者処理させる情報項目 (だれの、どのような項目か)	建築主 (築造主) の氏名・住所
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体 (委託先 PC、CD-R 等)
委託理由	中間ファイルの台帳登録閲覧システムへのデータ投入は ICBA が情報セキュリティの観点から専属的に行っているため。
委託の内容	台帳登録閲覧システムへのデータ投入業務等
委託の開始時期及び期限	令和8年4月1日から令和8年12月28日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

中間ファイル作成及びデータ移行委託に係る個人情報の流れ



4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	個人情報保護対策
委託にあたり区が行う 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施するよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築するよう指導する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	－ (電子データのみの取扱いのため)	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	－ (電子データのみの取扱いのため)	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	－ (電子データのみの取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。	
委託にあたり区が行う 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。	
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「－」	個人情報保護対策
委託事業者に行わせる 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施させる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築させる。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	－ (電子データのみ の取扱いのため)	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体 (DVD-R等)、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
	委託事業者に行わせる 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○
○		ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
○		通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
○		ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
○		コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
○		ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
○		個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
○		システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
○		サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
○		入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	